

大阪市立池島小学校PTA細則

第一章 総則

第1条 大阪市立池島小学校細則(以下細則と呼ぶ)を定める。

第二章 選挙細則

第2条(選出)

本会規約第14条の役員及び33条の実行委員の選出は、この細則に基づいて行うものとする。

第3条(特別委員会の設置)

役員及び実行委員長選出を行うための次の特別委員会を置く。

1.選挙管理委員会

第4条(選挙管理委員会)

1.構成と任務

ア.選挙管理委員会は選挙日の30日前までに設置し、役員及び実行委員確定後は解散する。

イ.選挙管理委員会は本部役員が兼ねる。

ウ.委員長は会長が兼ねる。

エ.選挙管理委員会は役員及び実行委員会選挙に関する所定の事務を処理する。

オ.事務所は池島小学校に設置する。

カ.選挙管理委員会は候補者の届け出の期日を告示する。

2.立候補の届出及び受付

ア.役員又は実行委員の職に立候補しようとするものは、所定の用紙に立候補しようとする選出区分、氏名、在校児童の学年、児童名を期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

3.選出方法及び承認

ア.立候補が定数内の場合は、当選とし、定数を超える場合は抽選を行う。

イ.届出期日を過ぎても、定数を満たさない場合は、その不足人数分を補うため、本条4項に定める抽選会を実施する。

ウ.1家庭1回のみでの抽選とし、当選の際は長子の学年にて選出される事とする。

エ.やむを得ず、選任された職務を果せない場合は、代理人を立て代理人が任期中の職務を遂行するものとする。

4.抽選会の実施

ア.抽選会はその1週間前までに対象者に告示する。やむを得ず出席できない者は代理人を立てることができるが、代理人も立てられない場合や無届けの場合は選挙管理委員長が代理抽選する。

第5条(委任状)

本会規約第28条の総会における委任状について規定する。

第6条(効力の発生)

委任状は本会所定用紙に必要事項を明確に記載し、押印の上、総会までに議長あてに提出した時をもって効力が発生する。

第7条(委任状の取扱)

1.委任状はすべての定足数に参入する。